航空法

1. 案内情報

①手続名:空港の供用休止又は廃止の許可

②手続根拠:航空法(以下「法」という。)第44条第1項

③手続対象者:空港の設置者

④提出時期:空港の供用を休止し、又は廃止しようとするとき

⑤提出方法:申請書を作成し、航空法施行規則(以下「規則」という。)第240条第 1項第14号の2に掲げるもの以外のものにあっては、航空局航空ネット ワーク部航空ネットワーク企画課へ提出して下さい。なお、規則第240

条第1項第14号の2に掲げるものにあっては、空港の所在地を管轄区域

とする地方航空局空港部管理課へ提出して下さい。

⑥手数料:なし

⑦添付書類・部数:規則第88条に定めるところによる。

⑧申請書様式:様式の特定はなし

⑨記載要領・記載例:⑤提出方法に記載した提出先となる担当課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

①提出先:

航空局03-5253-8111 (代表)

航空ネットワーク部ネットワーク企画課(内線49121)

東京航空局

空港部管理課 03-5275-9317

大阪航空局

空港部管理課 06-6949-6213

②受付時間:提出先にお問い合わせ下さい。

③相談窓口:①提出先に同じ。

④その他:東京航空局の管轄区域(東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、山形県、和田県、福島県、宮城県、岩手県、青森県及び北

海道)

大阪航空局の管轄区域(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、三重県、愛知県、岐阜県、福井県、石川県、富山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、大分県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県)

3. 手続情報

①審査基準:法第44条第2項に定めるところによる。

②標準処理期間:1ヶ月

③不服申立方法:行政不服審査法の規定による。